

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人愛媛大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特末特別手当の額は、国立大学法人愛媛大学役員給与規程により、国立大学法人愛媛大学経営協議会の議を経て、学長が、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ① 俸給月額を991,000円から989,000円に改定した。(12月から)
- ② 特末特別手当の支給割合を、12月期について、1.625月分から1.475月分に改正した。

理事

- ① 俸給月額について、840,000円を838,000円に、782,000円を780,000円に、726,000円を724,000円に改定した。(12月から)
- ② 特末特別手当の支給割合を、12月期について、1.625月分から1.475月分に改正した。

理事(非常勤)

改定なし

監事

- ① 俸給月額について、726,000円を724,000円に改定した。(12月から)
- ② 特末特別手当の支給割合を、12月期について、1.625月分から1.475月分に改正した。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,196	千円 11,884	千円 4,234	千円 78 (通勤)			
A理事	千円 7,690	千円 5,880	千円 1,796	千円 14 (通勤)		10月23日	
B理事	千円 13,738	千円 10,072	千円 3,588	千円 78 (通勤)			
C理事	千円 12,765	千円 9,376	千円 3,340	千円 49 (通勤)			
D理事	千円 12,601	千円 8,704	千円 3,255	千円 119 522 (通勤) (広域異動手当)	4月1日		◇
E理事	千円 5,590	千円 3,902	千円 1,668	千円 20 (通勤)	11月1日		
F理事 (非常勤)	千円 1,368	千円 1,368	千円 ()	千円 ()			
A監事	千円 11,829	千円 8,704	千円 3,101	千円 24 (通勤)			※
B監事 (非常勤)	千円 1,368	千円 1,368	千円 ()	千円 ()	4月1日		

注1:「広域異動手当」とは、在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は在勤する勤務箇所が移転した場合において、勤務箇所間の距離及び住居と勤務箇所との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるときに支給するものである。

注2:「前職」欄の「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円 46,999	年 月 39 7	平成22年10月23日	1.0	本法人の運営等も業績を勘案し、業績評価率の標準の率「1.0」を適用し、退職手当を増減することなく支給した。	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注:「業績勘案率」の欄には、当法人の役員退職手当規程に基づき、退職手当の算定に当たって当該退職役員の業績等を評価して乗じることとしている係数である業績評価率を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画に基づき、引き続き教員の教育研究組織の見直しを行い、柔軟かつ機動的な組織の編成及び再編等に取り組み、活性化を図る。また、事務系職員等については、意識改革・能力開発並びに専門性の向上に努め、業務の効率化及び合理化を図りながら、人件費の適正な管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員に準じた措置を講じている。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、人事評価制度による評価結果等を考慮している。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
給与:俸給(昇給)	1月1日前1年間における勤務成績に応じて、昇給区分に基づく号俸数を昇給させることがある。
給与:俸給(昇格)	勤務成績が特に良好で、かつ昇格基準を満たしている場合、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることがある。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき、支給する。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- ①職務付加手当及び専門看護師手当・認定看護師手当を新設した。(4月から)
 - ・職務付加の区分 「教育コーディネーター」・「研究コーディネーター」・「衛生管理者及び衛生工学衛生管理者」・・・3,000円、「産業医」・・・10,000円、「人権問題相談員連絡協議会委員長」・・・5,000円、「人権問題相談員連絡協議会副委員長」・・・3,000円
 - ・専門看護師手当・・・5,000円、・認定看護師手当・・・3,000円 ※月額
- ②管理職手当について、教育職員(Ⅲ)俸給表の4級・5種(54,300円)の区分を新たに設けた。(4月から)
- ③期末手当の支給割合を、次のとおり改正した。
(再任用職員以外の職員)

	(6月期)	(12月期)
・一般職員		1. 50月分→1. 35月分
・特定幹部職員	1. 10月分→1. 05月分	1. 30月分→1. 15月分

 (再任用職員)

	(6月期)	(12月期)
・一般職員	0. 70月分→0. 65月分	0. 85月分→0. 80月分
・特定幹部職員	0. 60月分→0. 55月分	0. 75月分→0. 70月分
- ④勤勉手当の支給割合を、次のとおり改正した。
(再任用職員以外の職員)

	(6月期)	(12月期)
・一般職員(良好)		0. 67月分→0. 62月分
・特定幹部職員(良好)	0. 82月分→0. 87月分	0. 87月分→0. 82月分

 (再任用職員)

	(6月期)	(12月期)
・一般職員(良好)	0. 30月分→0. 35月分	0. 35月分→0. 30月分
・特定幹部職員(良好)	0. 40月分→0. 45月分	0. 45月分→0. 40月分
- ⑤特殊勤務手当に、新生児担当医手当を新たに設けた。(新生児1人あたり10,000円4月から)
- ⑥医学部附属病院集中治療部の医師の宿日直勤務に対して、1回につき25,000円の手当を支給することとした。(10月から)
- ⑦俸給月額を引き下げ、55歳を超える職員の給与抑制措置、期末・勤勉手当の支給月数の引き下げ等について、国家公務員に準じて改正した。(12月から)
- ⑧管理職手当について、55歳を超える職員で給与抑制措置を受ける職員の支給額の経過措置算出基礎額の改正を行った。(12月から)
- ⑨入試業務手当について、基本手当額1ポイント1,250円を1,500円とした。(4月から)
- ⑩俸給の調整額の調整基本額を、次のとおり改正した。(1月から)
 - ・一般職員Ⅰ俸給表 2級 8,500円→ 8,400円に、6級 11,200円→11,100円
 - ・教育職員Ⅱ俸給表 3級12,200円→12,100円に、4級 13,200円→13,100円
 - ・医療職員俸給表 4級 9,700円→ 9,600円に、6級 11,300円→11,200円
 - ・看護職員俸給表 5級10,400円→10, 300円

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1702	43.9	6,466	4,826	55	1,640
事務・技術	358	45.7	5,447	4,089	72	1,358
教育職種 (大学教員)	770	48.6	8,191	6,073	52	2,118
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	387	33.6	4,274	3,227	43	1,047
技能・労務職種	9	54.5	5,080	3,820	37	1,260
教育職種 (附属高校教員)	50	46.3	7,126	5,368	46	1,758
教育職種 (附属義務教育学校教員)	44	41.4	6,456	4,887	49	1,569
医療職種 (病院医療技術職員)	83	39.0	4,844	3,648	65	1,196
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
非常勤職員	76	36.6	3,286	2,630	56	656
事務・技術	29	47.1	2,952	2,216	57	736
教育職種 (大学教員)	7	37.8	4,868	3,610	60	1,258
医療職種 (病院医師)	14	27.7	3,451	3,451	0	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	4	38.8	3,074	2,323	64	751
医療職種 (病院医療技術職員)	22	27.5	3,158	2,400	89	758

- 注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
 注2:常勤職員の「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、医療機器操作員等を示す。
 注3:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。
 注4:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。
 注5:常勤職員の「事務・技術」及び「医療職種(病院看護師)」には、育児休業者の代替者である特定職員(任期付)を含む。
 注6:常勤職員の「教育職種(大学教員)」には、病院教員(注8)及び寄附講座等教員(注9)を含む。
 注7:常勤職員の「医療職種(病院医療技術職員)」には、特定技術職員(注10)を含む。
 注8:「病院教員」とは、研究拠点形成費補助金、大学改革推進等補助金及びその他国、独立行政法人等の補助金並びに寄附金等の外部資金(以下「外部資金」という。)又は病院収入により雇用される者で、医学部附属病院において教育研究及び診療に従事する任期付きの教員をいう。
 注9:「寄附講座等教員」とは、寄附講座及び寄附研究部門規程の規定に基づき雇用する寄附講座又は寄附研究部門を担当する任期付きの教員をいう。
 注10:「特定技術職員」とは、外部資金又は病院収入により雇用される者で、専門的な知識又は特殊な技能を要する業務及び資格免許を必要とする業務に従事する任期付きの職員(医療職員を含む。)をいう。
 注11:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。
 注12:非常勤職員の「医療職種(病院医師)」とは、医員及び研修医を示す。

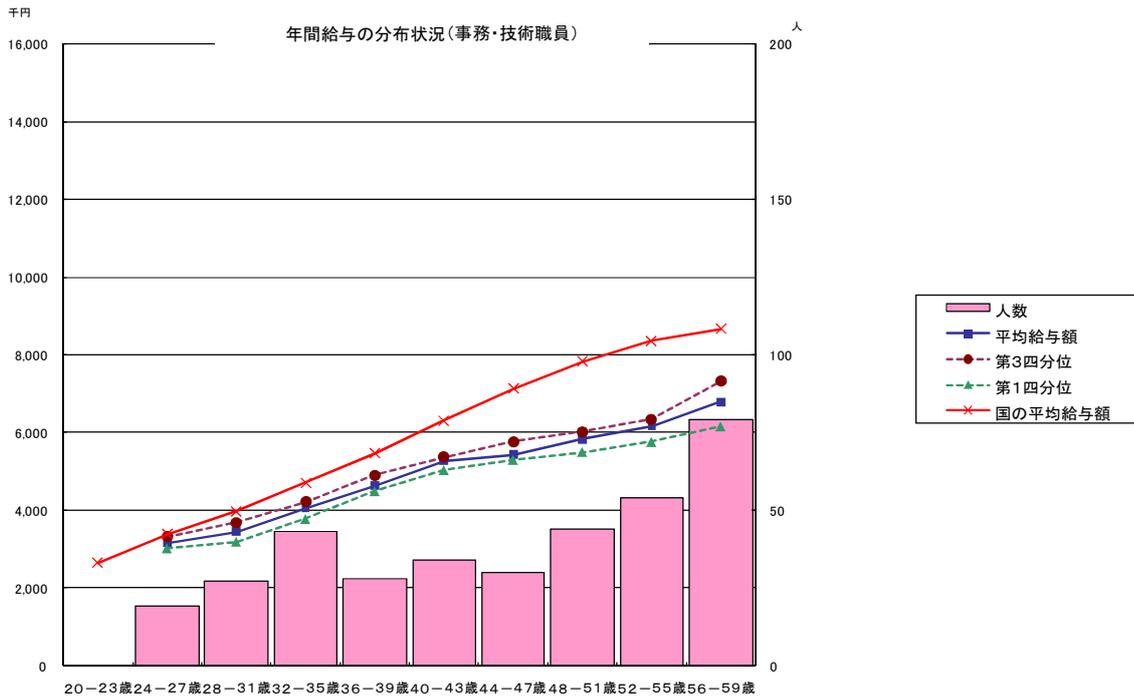
【年俸制適用者】

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
人	歳	千円	千円	千円	千円	
任期付職員	60	38.1	5,093	5,093	23	0
上級研究員	9	36.4	6,566	6,566	13	0
特定研究員	38	34.1	4,221	4,221	23	0
教育職種 (特定教員等)	13	51.0	6,623	6,623	31	0

再任用職員	4	68	4,830	4,830	55	0
教育職種 (特定教員等)	4	68.0	4,830	4,830	55	0

- 注1:常勤職員、在外職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。
 注2:事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当する職種がないため省略した。
 注3:「教育職種(特定教員等)」には、実務家教員(注7)及び特命教員(注8)を含む。
 注4:「上級研究員」とは、当法人の先端研究拠点の施設等において、自立して研究を実施する任期付きの研究員をいう。
 注5:「特定研究員」とは、特定のプログラム、プロジェクト等に従事する任期付きの研究員をいう。
 注6:「特定教員」とは、外部資金により雇用する者で、特定のプログラム、プロジェクト等に従事する任期付きの教員をいう。
 注7:「実務家教員」とは、実務的教育を主に担当する任期付きの教員をいう。
 注8:「特命教員」とは、知識、経験等に基づき、当法人の長が特に必要とする教育研究及びこれに関連する業務に従事する任期付きの教員をいう。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

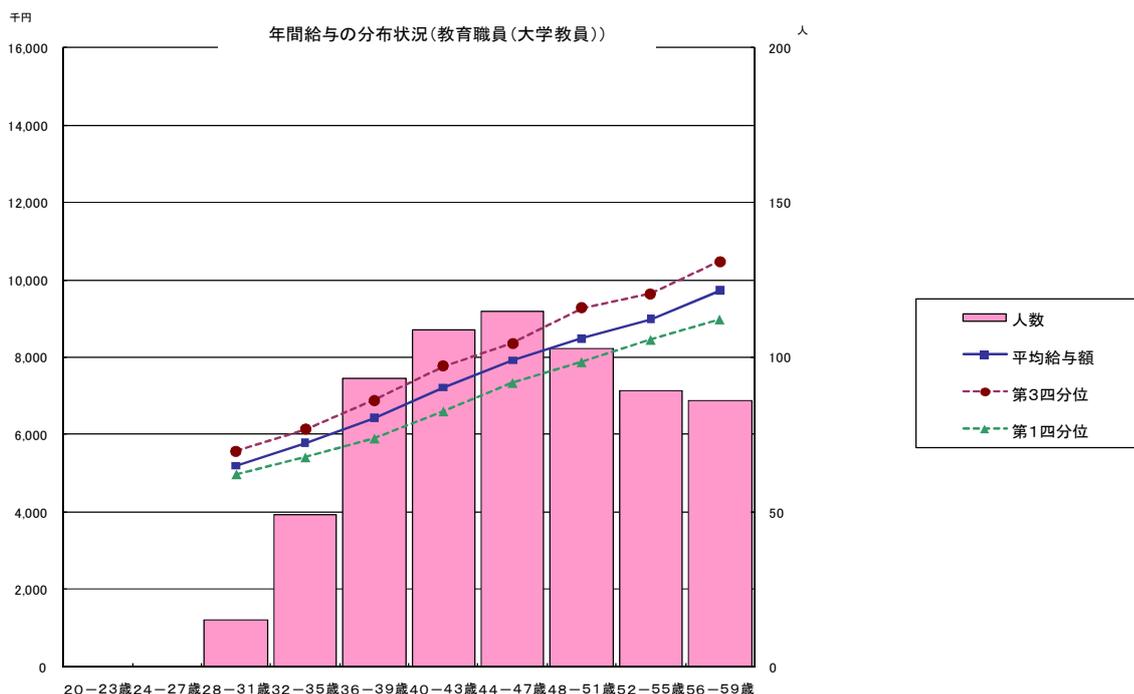


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

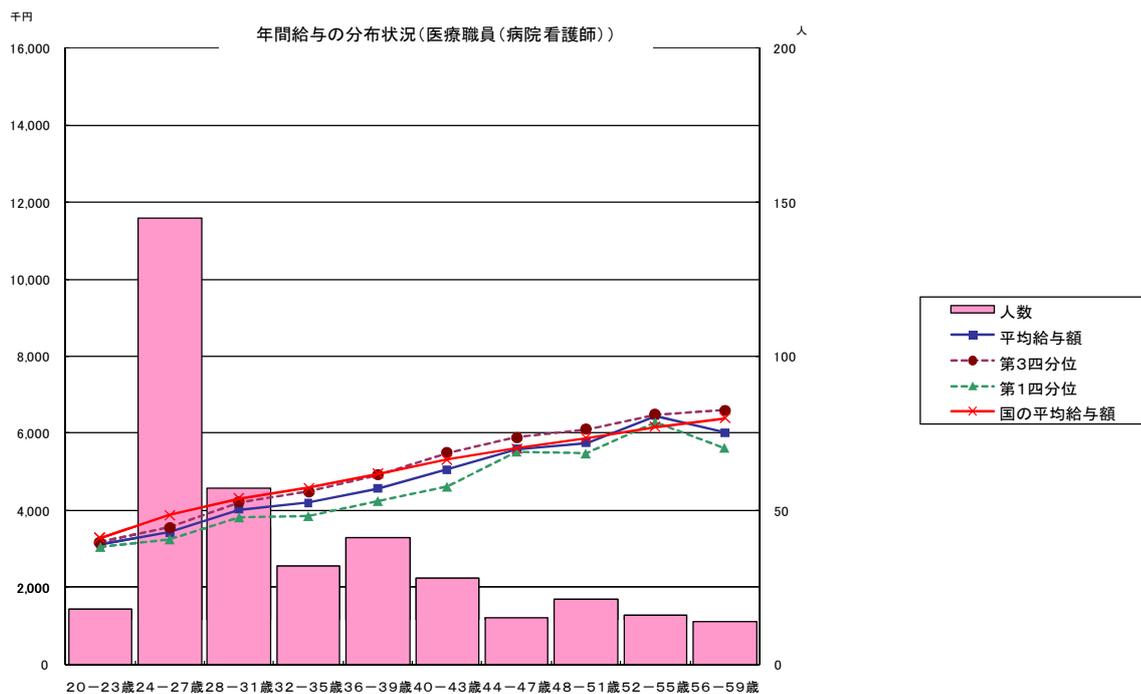
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円
・課長	36	56.6	6,987	7,769
・係長	143	48.2	5,298	5,879
・主任	55	38.8	4,083	5,095
・係員	67	31.1	3,171	3,692

注:「課長」には、課長相当職である「室長」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	278	56.1	9,237	9,866	10,473
・准教授	260	47.0	7,395	7,870	8,422
・講師	62	43.6	6,362	7,074	7,926
・助教	163	40.3	5,645	6,128	6,599



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・看護師長	23	50.8	5,911	6,234	6,592
・副看護師長	46	44.2	5,082	5,516	5,943
・看護師	315	30.6	3,350	3,870	4,222

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長課長補佐	課長補佐課長	課長部長
人員(割合)	358	34 (9.5%)	55 (15.4%)	174 (48.6%)	52 (14.5%)	26 (7.3%)	12 (3.4%)
年齢(最高～最低)		46 } 24	49 } 28	59 } 35	59 } 49	59 } 40	59 } 54
所定内給与年額(最高～最低)		2,883 } 2,128	4,098 } 2,400	4,801 } 3,015	5,592 } 4,218	6,809 } 4,444	6,400 } 5,678
年間給与額(最高～最低)		3,829 } 2,811	5,394 } 3,171	6,477 } 4,063	7,269 } 5,634	8,783 } 6,027	8,386 } 7,656

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長副学長	副学長	副学長
人員(割合)	—	5 (1.4%)	該当者なし ()	該当者なし ()	該当者なし ()
年齢(最高～最低)		59 } 56	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		7,330 } 5,876	}	}	}
年間給与額(最高～最低)		9,687 } 7,929	}	}	}

注1:「課長」には、課長相当職である「室長」を含む。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	770	3 (0.4%)	166 (21.6%)	62 (8.1%)	261 (33.9%)	278 (36.1%)
年齢(最高～最低)		50 } 45	63 } 28	64 } 30	64 } 32	64 } 38
所定内給与年額(最高～最低)		3,966 } 3,798	6,463 } 3,021	6,682 } 3,794	7,048 } 4,037	9,410 } 5,679
年間給与額(最高～最低)		5,396 } 5,085	7,826 } 4,014	8,742 } 4,980	9,363 } 5,343	12,813 } 7,761

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護部長	看護部長
人員 (割合)	387人	該当者なし (%)	315人 (81.4%)	46人 (11.9%)	24人 (6.2%)	1人 (0.3%)	1人 (0.3%)
年齢(最高 ～最低)		}	58歳 } 22	58歳 } 31	59歳 } 41	}	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 }	4,815千円 } 2,243	4,779千円 } 3,172	5,229千円 } 4,056	千円 }	千円 }
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 }	6,392千円 } 2,962	6,491千円 } 4,359	7,066千円 } 5,543	千円 }	千円 }

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)	—人	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円 }
年間給与 額(最高～ 最低)		千円 }

注:5級及び6級における該当者がそれぞれ1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.3	% 60.3	% 59.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.7	% 39.7	% 40.2
		%	%	%
	最高～最低	45.3～33.8	44.7～30.9	44.7～36.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 67.5	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 32.5	% 34.5
		%	%	%
	最高～最低	43.7～32.1	40.5～29.0	39.7～30.8

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	54.8	59	56.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	45.2	41	43.1
	最高～最低	51.8～38.0	48.4～30.7	47.0～34.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.3	67.2	65.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.7	32.8	34.7
	最高～最低	43.7～32.6	40.5～29.0	42.1～31.0

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)			
	査定支給分(勤勉相当) (平均)			
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.4	66.5	64.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.6	33.5	35.5
	最高～最低	43.7～32.4	40.5～28.5	42.1～30.7

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

79.0
92.4

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等

94.4

医療職員(病院看護師)

対国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

93.0
94.7

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 79.0	
	参考	地域勘案 85.3 学歴勘案 78.1 地域・学歴勘案 84.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考えます。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41% (国からの財政支出額 15,776,563千円、支出予算の総額 38,213,525千円:平成22年度予算) 【検証結果】 本法人の給与制度は国家公務員に準じているが、年齢構成上50歳以上の者が多く、また、役職就任年齢が高いため、対国家公務員指数79.0と低くなった。	
講ずる措置	今後も、国家公務員の給与制度に準じた取扱いを行い、適切な給与水準の確保に努める。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.0	
	参考	地域勘案 95.2 学歴勘案 91.8 地域・学歴勘案 94.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考えます。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41% (国からの財政支出額 15,776,563千円、支出予算の総額 38,213,525千円:平成22年度予算) 【検証結果】 本法人の給与制度は国家公務員に準じており、対国家公務員指数も100未満であることから適正な水準を維持していると思われる。	
講ずる措置	今後も、国家公務員の給与制度に準じた取扱いを行い、適切な給与水準の維持に努める。	

○ 教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

91.7

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 12,996,115	千円 13,076,340	千円 (%) △ 80,225 (△ 0.6)	千円 (%) - (-)
退職手当支給額 (B)	千円 1,855,652	千円 1,505,357	千円 (%) 350,295 (23.3)	千円 (%) - (-)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,629,047	千円 3,386,037	千円 (%) 243,010 (7.2)	千円 (%) - (-)
福利厚生費 (D)	千円 2,009,095	千円 1,896,973	千円 (%) 112,122 (5.9)	千円 (%) - (-)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 20,489,909	千円 19,864,707	千円 (%) 625,202 (3.1)	千円 (%) - (-)

注1:「非常勤役職員等給与」の金額は、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について、対前年度比を示し、その増減要因の説明

①給与、報酬等支給総額 …… 対前年度比 △0.6%

説明:運営費交付金の削減に対し、定年退職教員の1年間の不補充の継続及び教職員の人件費削減計画の実施、並びに人事院勧告に伴う国家公務員の給与法の改正に準拠して、俸給月額を引き下げ及び期末・勤勉手当、期末特別手当の支給率を引き下げ等を行ったことにより、80,225千円の減となった。

②最広義人件費 …… 対前年度比 3.1%

説明:人件費削減計画の実施並びに俸給月額を引き下げ及び期末・勤勉手当、期末特別手当の支給率を引き下げ等により給与、報酬等支給総額80,225千円の減となったが、前年度に比して退職者が多数あったため、退職手当支給額350,295千円の増、外部資金などの経費による特定職員(特定研究員、特定教員等)の新設、有期契約職員の増加及び看護体制の充実のために看護職員を増員したことにより、非常勤役職員等給与が243,010千円の増、これに伴う福利厚生費112,122千円の増になったため、最広義人件費が625,202千円の増額となった。

2. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組の状況

①主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

- ・国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

②法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成22年度までに概ね5%の人件費の削減を図る。
- ・具体的方策として、教職員の定員削減計画に基づき、概ね年1%の人件費の削減を図る。

③上記①及び②の進捗状況

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	14,350,545	13,649,194	13,399,827	13,360,886	13,076,340	12,996,115
人件費削減率 (%)		△ 4.9	△ 6.6	△ 6.9	△ 8.9	△ 9.4
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.9	△ 7.3	△ 7.6	△ 7.2	△ 6.2

注1: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注2: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし